

## 愛知県競馬組合職員送迎バス運行業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、愛知県競馬組合（以下「甲」という。）が近鉄蟹江駅と名古屋競馬場間を運行する職員送迎バスの運行業務を、（以下「乙」という。）に委託し、この業務遂行において必要な事項を定める。

### 2 運行区間

近鉄蟹江駅と名古屋競馬場（愛知県弥富市駒野町1番地）間

### 3 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

### 4 業務で使用する車両

三菱ふそう ローザ 2RG-BG740G 令和4年3月4日購入（甲所有）  
ホンダ ステップワゴン 令和3年7月21日購入（甲所有）  
（乗車人数に応じて甲所有のマイクロバスとステップワゴンで運行する）

### 5 業務内容

#### （1）運行日及び運行ダイヤ

基本は、月曜日から金曜日の平日。但し、名古屋競馬開催日にあたる祝休日を含む。（施設点検日及び12月29日から12月31日を除く）

#### ア.年間運行日数は248日

非開催日及び通常開催運行	176日
ナイター開催運行	64日
祝休日開催運行	6日
祝休日ナイター開催運行	2日

イ.運行日数について、天災又は止むを得ない事由により甲が競馬の開催日を変更する場合は、甲の指示により変更することができるものとする。

ウ.運行ダイヤは甲の定める始業、終業時間を目安として、非開催日及び通常開催運行は1日5便、ナイター開催運行は1日3便、祝休日開催運行は1日5便、祝休日ナイター開催運行は1日3便とする。運行ダイヤの作成・調整は甲にて実施し乙と協議の上決定するものとする。

エ.ナイター開催時の運行は、一部のダイヤが深夜割増時間帯に含まれる。

## (2) 基本事項

- ア. 運行はワンマン運転とする。乙は業務に遅延が生じないよう人員配置を行い、乗務員名簿の写しを甲に提出しなければならない。
- イ. 送迎は甲の指定する時間と場所に配車すること。
- ウ. 送迎途中の緊急事態発生時をはじめ、運行に障害が生じた場合は、甲の指示に従い、臨機応変な対応をとること。
- エ. 乗客の安全を図るために、道路交通法及び交通関係諸法令を遵守した運転を行う。
- オ. 乗務前後1時間以内に、アルコール検査機を用いて検査を行い、検査結果の管理は乙にて行う。甲が検査結果の提出を求めた場合はその指示による。万が一、アルコール検査の結果、乗務ができない場合は、乙は速やかに代替運転手を手配し、指定の運行ダイヤに支障をきたしてはならない。
- カ. 当業務で送迎する利用者は、愛知県競馬組合職員と愛知県競馬組合が乗車を認めた者とする。

## (3) 事故の対応

事故が発生した際、警察や消防へ連絡するとともに、利用者の避難誘導及び甲への連絡を行う。送迎中における利用者の発病、負傷に対しては、バスを安全な場所へ停車し、必要に応じて消防へ連絡し甲にも連絡する。

## (4) 車両の管理

- ア. 運行の前後に車両点検を行い、運行に支障をきたす故障等があった場合は甲に報告を行う。
- イ. 利用者が降車後、車内点検を実施し忘れ物の確認をする。忘れ物があった場合は速やかに甲に連絡する。
- ウ. マイクロバスに限り、2日に1回車内清掃、月に1回車外清掃を実施し運転日報に記入する。
- エ. マイクロバスに限り、給油および尿素水の補充は、運行ダイヤの合間の時間帯に乙にて甲の契約給油所で実施する。
- オ. 冬期において甲所有のスタットレスタイヤを装着して運行することとし、スタットレスタイヤの交換は甲にて実施する。

## (5) 自然災害への対応

気象条件の悪化、災害等により送迎が不可能又はその恐れがある場合は、原則として事前に甲乙により協議するものとする。

## 6 費用の負担

職員送迎マイクロバス及びステップワゴンの自賠責保険、車検、3カ月点検（ステップワゴンは12カ月点検）、オイル交換、燃料代、尿素水（マイクロバスのみ）は甲の負担とする。なお、乗務員による物損事故等発生の際は、乙の負担により車両の修復を行うものとする。

## 7 個人および業務情報等

- (1) この契約の履行により、直接または間接に知り得た個人および業務情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約満了後も同様とする。
- (2) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
- (3) 個人および業務情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。
- (4) 契約を終了したとき、または甲が個人および業務情報の提出を請求したときは、その保有する情報を直ちに甲に返還しなければならない。
- (5) 個人および業務情報の全部または一部を甲の許可なく複写や複製してはならない。甲の許可を受けて複写や複製したときは、当該複写物や複製物を焼却または裁断等により、利用できないように処分しなければならない。
- (6) 個人および業務情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもって当り、情報の消滅毀損等の事故を防止しなければならない。
- (7) 甲は、個人および業務情報の管理状況について随時に立入検査や調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または委託業務の処理に関して指示を与えることができる。
- (8) 個人および業務情報の取扱いについて事故が生じたときには甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、甲の指示に従う。

## 8 代替車両

この仕様書において指定する甲所有のマイクロバスが使用できない状況にある時は、代替処置として同型車両を使用する。また、ステップワゴンが使用できない状況にある時は、代替処置として甲の所有するセレナを使用する。加えて、ステップワゴン及びセレナが使用できない状況にある時は、代替処置としてマイクロバスでの運行を行い、運行業務に支障きたすことなく業務を遂行しなければならない。

## 9 賠償責任

乙は業務の履行中、自己の責めに帰すべき理由により甲または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとする。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。